

○ 鳥取大学大学院連合農学研究科代議委員会規則についての申合せ

〔平成元年5月29日〕  
〔連合農学研究科規則第4号〕

代議委員会の決定事項は速やかに連合農学研究科教員に伝達するものとする。

附 則

この要項は、平成16年5月14日から施行し、改正後の鳥取大学大学院連合農学研究科代議委員会規則についての申合せの規定は、平成16年4月1日から適用する。